

七	別表第三の二の項の下欄に掲げる施設において生じた廃油の焼却施設及び別表第五の二の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設		一・四一 ジオキサン
四六	別表第五の二の四の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	別表第三の二の四の項を、「二五の項」に改め、同項を同表の四七の項とする。	
二二	水質汚濁防止令別表第一第二十一号八、第三十三号イ及び二、第三十七号チ、第三十八号の二、第四十七号二、第五十号の二並びに第七十一号の二イに掲げる施設、廃油の蒸留施設（一・四一 ジオキサン）の回収を行うものに限る。（一・四一 ジオキサン）による表面処理施設並びに一・四一 ジオキサンを含有する塗料を使用する塗装施設	別表第三中二六の項を二三の項とし、二七の項から四七の項までを三項ずつ繰り上げ、四八の項を四五の項とし、同項の次に次のように加える。	
三	別表第三中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項を削り、九の項を七の項とし、一〇の項を削り、一一の項を八の項とし、一二の項を削り、一三の項を九の項とし、一四の項から二四の項までを四項ずつ繰り上げ、二五の項を二二の項とし、同項の次に次のように加える。	別表第三中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項を削り、九の項を七の項とし、一〇の項を削り、一一の項を八の項とし、一二の項を削り、一三の項を九の項とし、一四の項から二四の項までを四項ずつ繰り上げ、二五の項を二二の項とし、同項の次に次のように加える。	第七号第三号、第五号及び第十三号の二に掲げる施設（第二条の四第五号ト（2）、リ（2）及び又（2）に掲げる廃棄物の処分の用に供するものに限る。）

七	別表第三の二の項の下欄に掲げる施設において生じた廃油の焼却施設及び別表第五の二の項の中欄に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設		一・四一 ジオキサン
四六	別表第五の二の四の項の中欄に掲げる施設（汚泥、廃酸及び廃アルカリの処理施設を除く。）を有する工場又は事業場	別表第三の二の四の項を、「二五の項」に改め、同項を同表の四七の項とする。	
二二	水質汚濁防止令別表第一第二十一号八、第三十三号イ及び二、第三十七号チ、第三十八号の二、第四十七号二、第五十号の二並びに第七十一号の二イに掲げる施設、廃油の蒸留施設（一・四一 ジオキサン）の回収を行うものに限る。（一・四一 ジオキサン）による表面処理施設並びに一・四一 ジオキサンを含有する塗料を使用する塗装施設	別表第三中二六の項を二三の項とし、二七の項から四七の項までを三項ずつ繰り上げ、四八の項を四五の項とし、同項の次に次のように加える。	
三	別表第三中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項を削り、九の項を七の項とし、一〇の項を削り、一一の項を八の項とし、一二の項を削り、一三の項を九の項とし、一四の項から二四の項までを四項ずつ繰り上げ、二五の項を二二の項とし、同項の次に次のように加える。	別表第三中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項を削り、九の項を七の項とし、一〇の項を削り、一一の項を八の項とし、一二の項を削り、一三の項を九の項とし、一四の項から二四の項までを四項ずつ繰り上げ、二五の項を二二の項とし、同項の次に次のように加える。	第七号第三号、第五号及び第十三号の二に掲げる施設（第二条の四第五号ト（2）、リ（2）及び又（2）に掲げる廃棄物の処分の用に供するものに限る。）

別表第五中二四の項を二五の項とし、二三の項の次に次のように加える。

二四 水質汚濁防止令別表第一第二十一号八、第三十三号イから二まで、リ及び又、第三十七号イから八まで、チ及びタ、第三十八号の二、第四十六号イ、ロ及び二、第四十七号ロからホまで、第五十号の二、第六十六号の二並びに第七十一号の二イに掲げる施設、廃油の蒸留施設（一・四一 ジオキサン）の回収を行うものに限る。（一・四一 ジオキサン）による表面処理施設並びに一・四一 ジオキサンを含有する塗料を使用する塗装施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設の施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設

附則  
（施行期日）  
この政令は、平成二十五年六月一日から施行する。  
（経過措置）  
1 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正）  
3 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）の一部を次のように改正する。  
第五条第 一 項第十号中、「第二条の四第五号リ」を、「第二条の四第五号チ（6）」に改める。

環境大臣 石原 伸晃  
内閣総理大臣 安倍 晋二

自衛隊法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。  
御名 御璽  
平成二十五年一月二十三日  
内閣総理大臣 安倍 晋二

政令第十三号  
自衛隊法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令  
内閣は、自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百号）（附則第一条（第一号、第五号及び第六号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。  
自衛隊法等の一部を改正する法律の施行期日は平成二十五年三月二十六日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年二月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は平成二十六年四月一日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二十八年四月一日とする。

総務大臣 新藤 義孝  
防衛大臣 小野寺五典  
内閣総理大臣 安倍 晋二

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。  
御名 御璽  
平成二十五年一月二十三日  
内閣総理大臣 安倍 晋二